

台風時における登校について

改訂版

豊見城市立長嶺中学校
平成28年9月1日

※台風時における登校について一部改正がありましたので、お知らせいたします。

《暴風（特別）警報が発令・解除された時の登校は次のとおりになります》

暴風（特別）警報が発令され、正午までの解除が見込めないとき

➡ 臨時休業となります

※ 朝、テレビやラジオで「本島内の小・中・高等学校は臨時休業です」と放送されます

6:00

午前6時までに解除になったとき

通常どおりの授業を行います

○午前6時までに解除になった時は学校給食がありますので、通常どおりの授業を行います。

7:30

午前7時30分までに解除になったとき

午前8時30分までに登校してください。給食がないので午前中の授業です

○今日の午前中授業の準備をして登校してください。

12:00

正午までに解除になったとき

午後1時30分までに登校して下さい

○学校給食はありませんので、昼食はすませてから登校して下さい。

○今日の1・2校時の授業の準備をして登校してください。

12:00以降

正午以降に解除になったとき

➡ 引き続き臨時休業となります

※ 登校すべき時間になってもなお強い風雨が残っている場合は、安全面を最優先して判断して下さい。

※ 登校後に暴風警報が発令された場合は、生徒の安全確保を最優先し、保護者に引き取ってもらうこともあります。給食等の対応は、暴風警報発令時刻に応じて判断します。

※ この用紙は、1年間保管して活用して下さい